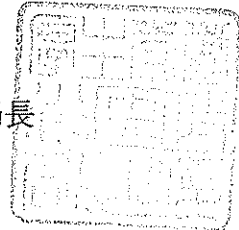


医政発 0915 第 2 号

平成 21 年 9 月 15 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



「医療法の一部を改正する法律の施行について」の一部改正について（通知）

「医療法の一部を改正する法律の施行について」（平成 10 年 5 月 19 日健政発第 639 号厚生省健康政策局長通知。以下「平成 10 年通知」という。）の一部を下記 1 のとおり改正し、地域医療支援病院の承認要件に係る逆紹介率の見直しを行うこととした。その概要は下記 2 のとおりであるので、貴職におかれは、その取扱いに遺憾なきを期されたい。

記

1 平成 10 年通知の一部改正について

平成 10 年通知の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

2 改正の概要

地域医療支援病院逆紹介率の算定における「逆紹介患者」について

「逆紹介患者」については、診療報酬点数表において診療情報提供料を算定した患者及び社会保険診療以外の患者のうちこれに相当する患者としてきたところ、地域連携診療計画管理料を算定した患者のうち診療情報提供料算定の要件を満たすものについては、「逆紹介患者」に含めて差し支えないものとしたこと。

(別紙)

- 医療法の一部を改正する法律の施行について（平成10年5月19日健政発第639号厚生省健康政策局長通知）（抄）

（傍線は改正部分）

改正後	改正前
<p>第2 地域医療支援病院に関する事項</p> <p>3 承認に当たっての留意事項</p> <p>(1) 紹介患者に対する医療提供（新法第4条第1項第1号関係）</p> <p>③ 前記①において「逆紹介患者」とは、診療報酬点数表において診療情報提供料を算定した患者及び社会保険診療以外の患者のうちこれに相当する患者をいうものであること。</p> <p><u>また、地域連携診療計画管理料を算定した患者であって、診療情報提供料（I）算定の要件を満たすものについても、「逆紹介患者」として取り扱って差し支えないこと。</u></p>	<p>第2 地域医療支援病院に関する事項</p> <p>3 承認に当たっての留意事項</p> <p>(1) 紹介患者に対する医療提供（新法第4条第1項第1号関係）</p> <p>③ 前記①において「逆紹介患者」とは、診療報酬点数表において診療情報提供料を算定した患者及び社会保険診療以外の患者のうちこれに相当する患者をいうものであること。</p>